

資 料 提 供	
平成30年1月31日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (中 西)
電 話	0857-26-7043

平成30年2月臨時議会付議案

議案第 1号 平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第5号)

国の補正予算に伴う事業等の追加及び燃油の高騰に対応する運送業者又は漁業者への省エネ設備等導入に係る支援等を行うための補正予算である。

(概 要)

①歳入歳出予算の補正

【予 算 額】	補 正 前 の 額	3 6 6, 0 6 9, 5 9 3千円
	補 正 額	1 7, 0 5 1, 6 5 0千円
	補 正 後 の 額	3 8 3, 1 2 1, 2 4 3千円

【補正額の財源内訳】	分担金及び負担金	1 4 9, 9 0 1千円
	国庫支出金	1 0, 2 4 5, 4 9 8千円
	財産収入	6 6, 4 3 3千円
	繰入金	5 4, 0 0 0千円
	繰越金	5, 5 8 6千円
	諸収入	6 7 6, 2 3 2千円
	県債	5, 8 5 4, 0 0 0千円

②継続費の補正

変更 1件

③繰越明許費の補正

新規 42件 変更 1件

④債務負担行為の補正

追加 12件

議案第 2号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算(第4号)

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年1月10日専決)

(警察本部監察課)

和解の相手方：倉吉市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 106,618 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 12 月 20 日、警察本部刑事部捜査第一課兼米子警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、赤信号により停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年1月10日専決)

(警察本部監察課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 42,907 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 8 月 9 日、米子警察署の職員が、公務のため軽特種自動車 (パトカー) を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成30年1月15日専決)

(人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 2名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年1月18日専決)

(くらしの安心推進課)

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 88,916 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 11 月 8 日、くらしの安心推進課の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の軽貨物自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年1月22日専決)

(総合療育センター)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 566,568 円及び人身損害に対する損害賠償金 319,094 円を和解の相手方に支払う。(県過失 10 割)

事故の概要：平成 28 年 10 月 13 日、総合療育センターの職員が、公務のため普通特種自動車 (身体障害者輸送車) を運転中、前方の注意を怠ったため、前方で停止していた和解の相手方使用の普通乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、当該普通乗用自動車を運転していた和解の相手方が負傷したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年1月22日専決）（道路企画課）

和解の相手方：東京都杉並区 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 5,480 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 9 月 17 日、和解の相手方が、一般県道鳥取国府線の歩行者用道路を通行中、路面の陥没した箇所転倒し、和解の相手方が負傷したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年1月22日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 361,580 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成 29 年 9 月 20 日、和解の相手方乙が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を和解の相手方甲所有の小型乗用自動車で行中、対向車線を走行してきた大型車両が跳ね上げた路面のコンクリート片に衝突し、当該小型乗用自動車が破損したものである。

報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業振興課）

地方独立行政法人法第 54 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成 30 年 1 月 1 日現在 51 人

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 5 件